



# 第3次姶良市障がい者計画

# 第7期姶良市障がい福祉計画

# 第3期姶良市障がい児福祉計画

## (概要版)

### I 計画の策定にあたって

#### 1 計画策定の趣旨

本市では、目指す将来の姿と、それを実現していくために総合的に取り組むべき施策の柱である「第2次姶良市総合計画」における政策の一つとして、「健康・福祉 誰もが安心していきいきと生きる」を掲げ、障がい者福祉施策の充実に取り組んできました。

また、本市の障がい者福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにした「姶良市障がい者計画」、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画「姶良市障がい福祉計画・姶良市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策の推進を図ってきました。

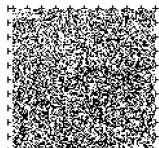
令和5年度末において、現行の「第2次姶良市障がい者計画」「第6期姶良市障がい福祉計画・第2期姶良市障がい児福祉計画」のそれぞれの計画期間が終了を迎えることから、国や県の障がい者施策の動向、本市の障がい者の現状・課題等を踏まえた見直しを行い、新たに「第3次姶良市障がい者計画・第7期姶良市障がい福祉計画・第3期姶良市障がい児福祉計画」を策定しました。

#### 2 計画期間

「第3次姶良市障がい者計画」の計画期間を令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期姶良市障がい福祉計画・第3期姶良市障がい児福祉計画」の計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画						第3次計画期間
障がい福祉計画		第7期計画期間				第8期計画期間
障がい児福祉計画		第3期計画期間				第4期計画期間

本概要版には、スマートフォンや活字文書読み上げ装置等に対応した音声コード「Uni-voice(ユニボイス)」が貼付されています。専用のアプリや装置を使用し、カメラで音声コードを読み取ることで、文字データを認識し、音声読み上げ等を行うことができます。なお、印刷の品質や読み取りに使用する機器等によっては、読み取りに支障が出る場合があります。



## II 姶良市における障がい者の状況

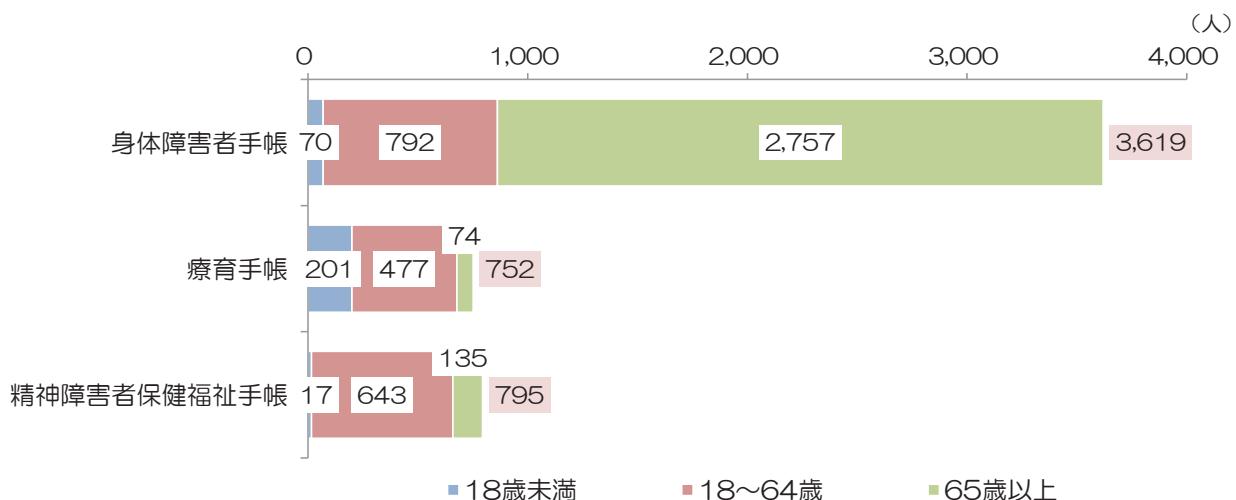
### 1 障害者手帳所持者数

本市の障害者手帳所持者総数は微増しており、令和5年4月1日時点の所持者総数は5,166人となっています。

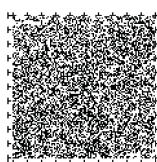
障害者手帳所持者数の推移



年齢区分別障害者手帳所持者数（令和5年度）



※各年度4月1日現在



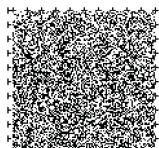
## 2 障害福祉サービス等の提供体制

障害福祉サービス	事業所数
居宅介護	13
重度訪問介護	13
行動援護	1
同行援護	5
生活介護	13
療養介護	1
短期入所	6
施設入所支援	3
重度障害者等包括支援	0
自立訓練（機能訓練）	1
自立訓練（生活訓練）	0
宿泊型自立訓練	0
就労移行支援	2
就労継続支援A型	8
就労継続支援B型	22
就労定着支援	0
共同生活援助	14
地域移行支援	1
地域定着支援	1
自立生活援助	0
指定特定相談支援	9

※令和5年4月1日現在

地域生活支援事業	事業所数
相談支援	6
地域活動支援センター	2
日中一時支援	14
移動支援	5
訪問入浴	1

障がい児支援に関するサービス	事業所数
児童発達支援	30
放課後等デイサービス	31
保育所等訪問支援	7
指定障害児相談支援	9
居宅訪問型児童発達支援	2



### III 第3次障がい者計画

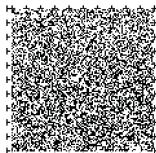
#### 1 基本理念

障がい者本人のみならず、障がい者を支える家族の暮らしも念頭に、本計画の基本理念を「障がい者とその家族が自分らしく暮らし続けられるまちづくり」とします。

#### 2 基本方針

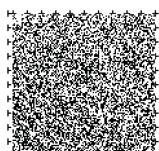
「障がい者とその家族が自分らしく暮らし続けられるまちづくり」を実現するため、以下の基本方針に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

- 障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るとともに、社会のあらゆる場面における障がいを理由とする差別の解消を進め、合理的配慮の提供の実施を推進します。
- 障がい者の意思決定支援を推進するとともに、その意思を尊重し、必要とする支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、相談支援体制及び福祉サービス等の提供体制の充実に取り組みます。
- 障がい者の地域での生活を支える在宅サービスや経済的な自立を支える就業の機会の提供体制の充実、各種手当等の利用促進を推進します。
- 障がい児及びその家族への相談支援体制を構築するとともに児童のライフステージに合った切れ目ない支援を推進します。また、障がいの有無に関わらずすべての児童がともに成長できるよう、インクルーシブ教育を推進します。



### 3 分野別施策の体系

1 安全・安心な生活環境の整備	(1) 生活しやすい住環境の整備 (2) 移動しやすい環境の整備 (3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 情報アクセシビリティの向上 (2) 意思疎通支援の充実
3 防災、防犯等の推進	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯・交通事故防止等対策の推進
4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進
5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障がいのある子どもに対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 (6) 福祉用具の利用支援 (7) 障がい福祉を支える人材の確保
6 保健・医療の推進	(1) 保健・医療の充実 (2) 精神保健・医療の適切な提供等 (3) 難病に関する保健・医療の推進 (4) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見等の推進
7 行政等における配慮の充実	(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進 (2) 選挙における配慮
8 教育の振興	(1) インクルーシブ教育システムの構築 (2) 教育環境の整備 (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
9 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障がい者雇用の促進 (4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保 (5) 福祉的就労の底上げ
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた環境整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラスポーツ等に係る取組の推進



## 4 分野別施策

### (1) 安全・安心な生活環境の整備

障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、生活しやすい住環境の整備、移動しやすい環境の整備、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じた、生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

### (2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がい者が生活していくうえで必要となる情報取得やコミュニケーションの充実を図るため、障がい特性に配慮した情報提供体制の構築や意思疎通支援の充実を図ります。

### (3) 防災、防犯等の推進

障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した情報提供や避難支援、避難所の確保等を推進します。

また、障がい者を犯罪被害及び交通事故被害等から守るため、防犯・交通事故防止等対策を推進します。

### (4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

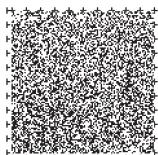
社会のあらゆる場面における障がいを理由とする差別の解消を進めるため、また、権利侵害の防止等を図るため、障がい者の人権等に係る広報・啓発を推進するとともに、相談支援体制の充実等を図ります。

また、障害者差別解消法に基づき、行政活動全般において、合理的配慮の提供の視点に基づく実施に努めます。

### (5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重しながら必要な意思決定支援を行うとともに、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築していきます。

また、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が、自らが選んだ住まいに安心して、自分らしく暮らすことができるよう、相談支援体制の構築や在宅サービス等の量的・質的確保を図るとともに、障がい者の地域移行を推進します。



## **(6) 保健・医療の推進**

障がい者が適切な医療サービス等を受けることができるよう、支援体制を構築するとともに、医療費助成等を通じた支援に努めます。

また、各種検（健）診等の機会を通じて、障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見等を図るとともに、市民の健康づくりを推進します。

## **(7) 行政等における配慮の充実**

障がい者が一人の市民として、市民サービスを享受したり、その権利を円滑に行使できたりするため、本市が推進する施策・事業において、障がい者に配慮した視点に基づく実施に努めます。

また、公正で適切な投票参加の機会を得られるよう、配慮の実施に努めます。

## **(8) 教育の振興**

市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組み（インクルーシブ教育システム）の構築を図ります。

また、障がいのある児童生徒一人ひとりの特性に応じた支援体制の整備とともに、特別支援教育に係る質の向上やバリアフリー化等のハード面の整備等、教育環境の整備を図ります。

さらに、障がい者が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、生涯を通じた多様な学習活動の充実を図ります。

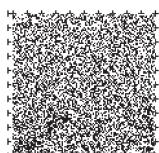
## **(9) 雇用・就業、経済的自立の支援**

障がい者が地域で自立した生活を送るために、就労は重要な要素の一つであることを踏まえ、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業機会を確保するとともに、就業を支える支援体制の整備を推進します。

また、年金や諸手当の支給等の障がい者の経済的負担の軽減策について、適切な利用の促進等を図ることで、障がい者の経済的自立を支援します。

## **(10) 文化芸術活動・スポーツ等の振興**

障がい者の生活を豊かなものとするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深めるため、文化芸術活動や余暇・レクリエーション活動、パラスポーツを含むスポーツ活動の振興を図ります。



## IV 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

### 1 基本方針

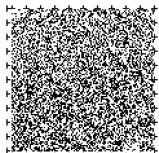
国が定めている「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の策定における基本指針では、以下の点を踏まえた計画の策定を求めています。

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保・定着
7. 障害者の社会参加を支える取組定着

本市においては、以上の点を踏まえて、障がい者の権利擁護及び社会参加を推進するとともに、障害福祉サービス等の充実を図ります。

また、障がい者が住み慣れた地域で、本人らしい生活を送ることができるようにするため、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

障がい児の支援については、各事業を実施する事業所数をある程度確保できている状況を踏まえ、それぞれの事業の質の向上を図るために研修事業等に取り組みます。



## 2 成果指標の設定

国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

### (1) 福祉施設から地域生活への移行

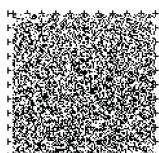
地域生活移行支援の更なる推進のため、障がい者が地域で生活するために必要な支援体制の充実を図ります。

現状	令和4年度末時点の施設入所者数	106人
	地域生活移行者数 (令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数の見込み)	7人
目標値	地域生活移行者数 (令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する者の数)	7人
	令和8年度末時点の施設入所者数	100人

### (2) 地域生活支援の充実

地域生活の支援を進めるため、障がいの重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援やサービス提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化します。

現状	令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数（見込み）	1か所
	令和5年度末時点の地域生活支援拠点等に係るコーディネーターの配置数（見込み）	0人
	令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数（見込み）	0回
	令和5年度末時点の強度行動障がいを有する障がい者に関する関係機関が連携した支援体制の有無（見込み）	なし
目標値	令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
	令和8年度末時点の地域生活支援拠点等に係るコーディネーターの配置数	1人
	令和8年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回
	令和8年度末時点の強度行動障がいを有する障がい者に関する関係機関が連携した支援体制の有無	あり



### (3) 福祉施設から一般就労への移行・定着

下表のとおり目標を設定し、一般就労移行者数の増加及び一般就労の定着を図ります。

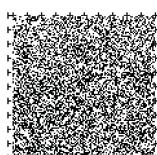
現状	令和3年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	9人
	内訳 令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	0人
	令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	5人
	令和3年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	4人
	令和3年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50% 以上の就労移行支援事業所の割合	0 %
	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	2人
目標値	令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	14人
	内訳 令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1人
	令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	7人
	令和8年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	6人
	令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50% 以上の就労移行支援事業所の割合	50%
	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	3人

### (4) 障がい児支援の提供体制の整備等

#### ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターについて、障がいの重度化、重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、地域や障がい児の多様なニーズに対応する療育機関、中核的支援施設として体制の整備を図ります。

現状	令和5年度末時点の児童発達支援センターの確保数（見込み）	1か所
目標値	令和8年度末時点の児童発達支援センターの確保数	1か所
	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の有無	あり



## ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

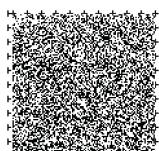
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供体制について、現在の提供体制の維持に努めます。

現状	令和5年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数（見込み）	5か所
	令和5年度末時点の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数（見込み）	5か所
目標値	令和8年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	5か所
	令和8年度末時点の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	5か所

## ③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援について、当該児が地域において包括的な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。

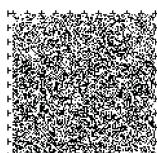
現状	令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数（見込み）	1か所
	令和5年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数（見込み）	15人
目標値	令和8年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1か所
	令和8年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	15人



## (5) 相談支援体制の充実・強化

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化や個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を図ります。

現状	令和5年度末時点における基幹相談支援センター等の設置の有無（見込み）	あり
	令和5年度の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（見込み）	5件
	令和5年度の相談支援事業所の人材育成に対する支援件数（見込み）	4件
	令和5年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数（見込み）	34回
	令和5年度の個別事例の支援内容の検証の実施回数（見込み）	13回
	令和5年度の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（見込み）	0人
	令和5年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（見込み）	1回
	令和5年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数（見込み）	14
	令和5年度の自立支援協議会における専門部会の設置数（見込み）	4
	令和5年度の自立支援協議会における専門部会の実施回数（見込み）	16回
目標値	令和8年度末時点における基幹相談支援センター等の設置の有無	あり
	令和8年度の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件
	令和8年度の相談支援事業所の人材育成に対する支援件数	5件
	令和8年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数	35回
	令和8年度の個別事例の支援内容の検証の実施回数	13回
	令和8年度の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人
	令和8年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	2回
	令和8年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数	14
	令和8年度の自立支援協議会における専門部会の設置数	4
	令和8年度の自立支援協議会における専門部会の実施回数	16回



## (6) 障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築

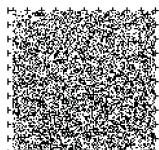
県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加促進や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の構築を図ります。

現状	令和5年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数（見込み）	13人
	令和5年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無（見込み）	なし
	令和5年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数（見込み）	0回
目標値	令和8年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数	15人
	令和8年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	あり
	令和8年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	1回

### 3 活動指標の設定

活動指標として、障がい福祉サービス、地域生活支援事業及び障がい児支援に関するサービスについて、これまでの実績等を踏まえた、令和6年度から令和8年度までの3か年における見込量を本計画に定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

また、その他の活動指標として、「①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」「②地域生活支援の充実」「③障がい児支援の提供体制の整備等」「④相談支援体制の充実・強化」「⑤障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築」「⑥発達障がい者等に対する支援」に係る活動指標をそれぞれ定め、各種施策等の推進を図ります。



# V 地域生活支援拠点等について

## 1 地域生活支援拠点等とは

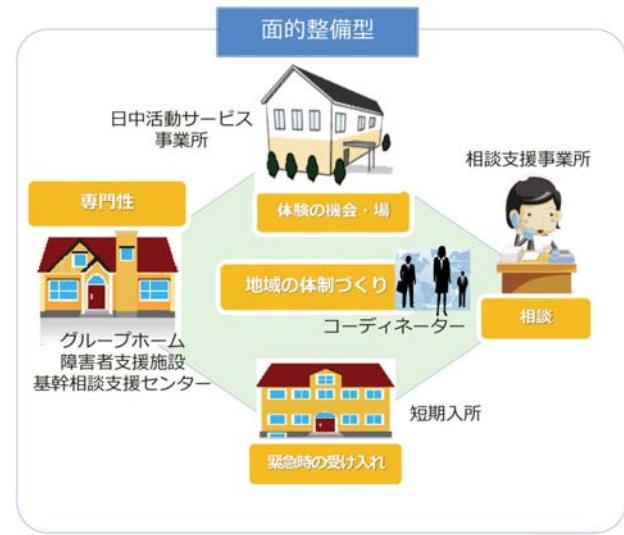
地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化や障がいの重度化などを見据え、「①相談」「②緊急時の受入れ及び対応」「③体験の機会及び場の提供」「④専門的人材の確保及び養成」「⑤地域の体制づくり」といった機能を備え、障がい者やその家族の緊急事態に対応を図るための拠点のことです。

本市では、地域における複数の機関が分担してそれぞれの機能を担う面的整備型で整備を進めており、令和5年8月に初めての事業所登録がなされました。

## 2 利用について

原則として、本市がサービスの支給決定を行っている（現在、支給決定を受けていなくても、今後申請した場合、本市が支給決定することになる方を含みます）18歳以上65歳未満の障がい者が、介護者や保護者の急病などの場合に利用できます。基本的に緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に対応することとなります。

利用についての相談は、登録されている事業所か市役所の窓口（長寿・障害福祉課）で受け付けます。登録されている事業所は市の窓口又はホームページで確認できます。



※厚生労働省資料より

・「地域生活支援拠点等」に関する市ホームページのアドレス

<https://www.city.aira.lg.jp/shogai/kurashi/fukushi/shogaisha/kyoten.html>



スマートフォンのカメラ  
などで読み取ってアクセス  
することができます。

## 第3次姶良市障がい者計画 第7期姶良市障がい福祉計画・第3期姶良市障がい児福祉計画 (概要版)

発行年月 令和6年3月  
発 行 鹿児島県 姶良市  
編 集 姶良市 保健福祉部 長寿・障害福祉課  
〒899-5492 鹿児島県姶良市宮島町25番地  
TEL0995-66-3251 Fax0995-65-6964

